平成２１年（フ）第２２２３号
京都市右京区太秦安井奥畑町22番地14
債務者　淺野　禮子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
兵庫県西脇市鹿野町748番地の６
債務者　プロメテウスこと　松﨑　　博
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５３６号
香川県さぬき市鴨庄4541番地26　エクセルコートＦ棟103号室、住民票上の住所香川県高松市牟礼町原56番地18
債務者　河原　茂美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２２号
香川県綾歌郡宇多津町222番地10
債務者　久保　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１４号
福岡県大牟田市大字歴木50番地２　高泉県営住宅922棟
債務者　古城　良雄
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県大牟田市中島町４番地１
債務者　宮本登喜則
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１４０号
福岡県大牟田市姫島町37番地２　ルミエール姫島202号
債務者　野村　辰也
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１４３号
福岡県大牟田市龍湖瀬町40番地12　龍湖瀬市営住宅５棟54号
債務者　茂木由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６９５号
大分市明野西２丁目１番３―681号
債務者　松浦　安弘
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８７号
大分市大字神崎2715番地
債務者　伊藤奈穂美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８００号
広島市西区三滝町12番４号　佐々木アパート
債務者　福本　　登
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０号
山形県天童市東久野本２丁目12番20号、申立時の住所山形県天童市大字久野本1780番地の３
債務者　矢萩つや子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９７号
函館市弁天町12番12号
債務者　小林　芳夫
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６０７号
北海道北斗市七重浜３丁目17番１号
債務者　岸　めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
函館地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５５号
沖縄県名護市字済井出571番地
破産者　宮城　孝輝
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４１４６号
東京都千代田区神田錦町３丁目18番地
破産者　株式会社アスクレピオス・トラスティー
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４３８７号
大阪府交野市星田北６丁目６番12号
破産者　福井　宏一
1　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
2　一般調査期日　平成22年２月15日午後３時30分
平成21年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２６３号
兵庫県神戸市東灘区北青木３丁目11番18―302号
破産者　大西　信也
1　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
2　一般調査期日　平成22年２月22日午後３時30分
平成21年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部